

個表（支援業務の概要等）

指 定 番 号 ・ 指 定 年 月 日		千葉県支援法人第 0044 号 令和7年5月13日	
法 人 の 名 称		有限会社朱華	
支援業務を行う事務所の所在地		千葉市緑区あすみが丘 1-38-1	
連 絡 先 （ T E L ）		043-294-5525	
支 援 業 務 を 行 う 区 域		千葉市緑区、若葉区、中央区	
	法及び省令で定める者		千葉県賃貸住宅供給促進計画で定める者
	☒ 低額所得者 ☒ 被災者（発災後３年以内の災害による） ☒ 高齢者 ☐ 障害者 ☐ 子どもを養育する者 ☐ 外国人 ☐ 中国残留邦人 ☐ 児童虐待を受けた者 ☐ ハンセン病療養所入所患者 ☐ DV（ドメスティックバイオレンス）被害者 ☐ 拉致被害者 ☐ 犯罪被害者 ☒ 生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者 ☐ 保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者 ☒ 東日本大震災による被災者		☐ 海外からの引揚者 ☐ 新婚世帯 ☐ 戦傷病患者 ☐ 児童養護施設退所者 ☐ LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー） ☐ UIJターンによる転入者 ☒ 住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者 ☐ 更生保護対象者その他犯罪をした者等 ☒ 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による被災者
	支援業務の対象とする住宅確保要配慮者		
	☒ 相談対応(緊急時対応を含む)及び居住支援サービスのコーディネートに関する業務 ☐ 家賃債務保証 ☒ 安否確認・見守り ☒ 緊急連絡先の提供 ☐ 家財整理・家財処分 ☐ 死後事務受任 ☐ その他知事が認めるもの ()) ☐ 上記に掲げるものの以外の支援業務 ()		

(注意事項)

- ・支援業務の対象とする住宅確保要配慮者」の「法及び省令で定める者」欄に記載のある住宅確保要配慮者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条及び同施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第3条の規定に基づく住宅確保要配慮者を省略して記載したものです。